

会費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人秋田県消防設備協会（以下「協会」という。）の定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費について定める。

(入会金)

第2条 会員の入会金は次のとおりとする。

- (1) 正会員は、10,000円とする。
- (2) 賛助会員は、5,000円とする。

(会費)

第3条 会員の会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員は、年額20,000円とする。
ただし、新たに正会員となった会員（以下「新規正会員」という。）が初年度に納入する会費は、別表1のとおりとする。
- (2) 賛助会員は、年額15,000円とする。

(入会金の納入)

第4条 新規会員は、入会時に入会金を納入しなければならない。

(会費の納入)

第5条 会員は、会費を納入するものとする。

2 会費の納入は、年1回とし、協会の納入通知により、毎年度8月末日までに納入しなければならない。ただし、新規正会員の初年度については、別表1のとおりとする。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月19日から施行する。

別表 1

入会時期	会 費	納入期限
4月 ~ 6月	20,000円	8月末日
7月 ~ 9月	15,000円	9月末日
10月 ~ 12月	10,000円	12月末日
1月 ~ 3月	5,000円	3月末日